

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社A・S・P
(法人番号2120001142125)
業者の住所：大阪府大阪市中央区内本町 2 - 4 - 10 - 107
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 9 月 8 日から
令和 7 年 1 1 月 7 日まで (2 か月)
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、大阪市発注の工事において、建設業法第 2 6 条第 2 項及び第 5 項の規定に違反して、工事現場に監理技術者としての資格要件を満たさない者を配置した。さらに、建設業法第 2 4 条の 8 第 1 項及び第 4 項の規定に違反して、受注した工事について虚偽の施工体制台帳等を作成し、建設業法第 2 2 条第 1 項の規定に違反して、受注した工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。
これらのことが建設業法第 2 8 条第 3 項に該当するとして、令和 7 年 3 月 3 1 日、大阪府知事から監督処分 (営業停止 2 2 日間) を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号 (建設業法違反行為) に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内